

見沼小学校「スクールサポートネットワーク」実施要領

1 趣旨

この要領は、さいたま市教育委員会が策定するスクールサポートネットワーク推進事業実施要綱に基づき、見沼小学校が実施するスクールサポートネットワーク（地域学校協働本部）（以下「SSN」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 概要

見沼小学校SSNは、家庭、地域、行政との連携協力のもと、地域ぐるみで児童を育てることを目的とし、学校が必要とする活動について、地域の方々の学校を支援するボランティア活動への参加をコーディネート等する体制を整備し、見沼小学校の教育活動の一層の充実を図る。

3 SSN協議会の設置等

学校を支援するボランティア活動の状況の共有化や学校への支援体制の充実を図るため、「SSN協議会」を設置する。

SSN協議会は、校長と学校運営協議会の定めた地域学校協働活動の方針に基づき、学校を支援する各ボランティアの代表者、チャレンジスクール実行委員会の代表者、学校地域連携コーディネーターなどで構成する。

4 SSNによる活動等

(1) 活動範囲

教育課程に位置付けられた活動、登下校を含む学校管理下及びチャレンジスクール等における支援活動など、地域学校協働活動を推進するものとする。

(2) 学校支援ボランティアの活動内容

学校での教育活動を支援する保護者、地域の方々によるボランティア（以下「学校支援ボランティア」という。）の活動は、参加する者の特技、経験を生かして自発的に行われるものとする。その活動は、次に例示するものとする。

ア 学習への支援

イ 安全・安心への支援

ウ 環境整備への支援

エ 学校行事、校外学習への支援

オ 生徒指導への支援

カ 農業体験など体験活動への支援

キ 学校管理下における児童の活動への支援

ク チャレンジスクール運営への支援

ケ その他

(3) 学校支援ボランティアの留意事項

学校支援ボランティアは、次の点に留意して活動を行う。

ア 学校地域連携コーディネーターと事前に打ち合わせを行い、活動の内容や自
の役割を把握する。

イ 学校内で活動するときは、名札を着用するなど目印をつける。

ウ 活動中であるなしを問わず、知り得た個人情報の保護を遵守する。

(4) 学校地域連携コーディネーターの活動内容

学校地域連携コーディネーターは、次に掲げる内容について活動する。

ア 地域や学校の実情を把握し地域学校協働活動の企画・立案にあたる

イ 学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整にあたる

ウ 地域ボランティアの募集・確保にあたり、登録者名簿を作成、管理する

エ 教育課程に位置付けられた学校と地域双方向の活動を支援する

オ S S N協議会の事務局を掌理し会議を運営する

5 学校の運営

(1) S S Nの活動に際し、謝礼等は支払わないことを原則とする。(※チャレンジ
スクールを除く。)

(2) S S Nでの連携は、校長を中心に学校地域連携コーディネーターが行う。

(3) 学校支援ボランティア活動の留意事項について研修会や説明会を行う。

(4) 学校支援ボランティアを損害保険に加入させる。

(5) S S Nの活動に必要な備品、消耗品、施設設備について、可能な範囲内で貸与
する。

6 その他

この要領に定めるほか必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月18日から施行する。